

恵那市立武並小学校「学校いじめ防止基本方針」R7年度版

岐阜県は瑞浪市の中学生が過去にいじめが原因とされ自死した事例を受けて、いじめ対策を行ってきた。しかし、令和元年度には岐阜市で中学生が、いじめが原因で自死し、再びいじめから未来ある子どもの命が絶たれた。武並小学校は「みんなをいじめから守るアンケート」を毎月実施し、いじめと書かれたものをすべていじめ事案として対処している。

いじめはあるものという考えを基本として、早期発見し、教職員・保護者・地域・行政、そして児童自らがいじめ撲滅を目指して取り組んでいく。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものを言う。

○一見「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

○いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したとすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

※少なくとも3カ月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により、確認する。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり（確かな学力・伝え合う力・主体性の育成）

- ・全ての児童が主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるように教科指導を充実する。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係を作ることができるようによさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等においても適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対に許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。

- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にす指導（豊かな心と社会性の育成）

- ・様々な人と関わり合っ社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との増え愛や幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動の充実を図る。そのため、保護者、地域との連携した指導を大切に、地域ぐるみで児童の教育にあたる体制の強化と豊かな学習の創造に努める。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人の命を大切にす心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。そのため、全校で異年齢集団での活動を重視し、保護者や地域と連携をした地域活動を含め、人とのつながりを大切に、他者を思いやる心と態度を育成する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心を持って関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①児童に自己存在感を与える②共感的な人間関係を育成する③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する |
|---|

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗や中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、児童への指導を計画的に行うとともに、講師を招いて児童どうしでの話し合いを行ったり、懇談会などの折に保護者や地域の方も含めた交流会なども取り入れたりする。

3 いじめ早期発見のための措置

(1) アンケート調査等による的確な情報収集

- 心のアンケート調査毎月実施→個人面談の実施
- 生活ノート、日記、連絡帳の活用
- 心のアンケートは、当該児童卒業までの6年間保存する
- いじめに係るアンケートや聴き取りの結果を記録した文書などの調査報告書は当該児童の卒業から5年間保存する。

(2) 相談体制・相談窓口の整備

- 相談ポストの活用
- スクールカウンセラー、スクール相談員の活用
- 学級・学年担任以外にも、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、サポーター等、窓口となる教職員の周知

(3) 保護者・地域への積極的な情報提供依頼

- PTA総会、地区懇談会、学校運営協議会、学校だより、HPでの情報提供依頼

(4) 関係機関との連携

○教育委員会をはじめ、その他の機関からの情報活用、情報共有

4 「学校いじめ防止等対策推進会議」の設置

いじめ防止対策推進法第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。問題状況対策に応じて、必要な構成員で組織する。

○「学校いじめ防止等対策推進会議」（運営組織常設）

・校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭

※必要に応じて拡大委員会を開き、スクールカウンセラー、民生児童委員、人権擁護委員、医師、弁護士等などの諸機関と連携を図り対応する。

5 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【大まかな対応順序】

1	いじめの訴え、情報、兆候の察知
2	管理職等への報告と「学校いじめ防止等対策推進会議」による対応方針の決定
3	事実確認の丁寧で確実な把握 (保護者の協力を得ながら、複数の教員で組織的に、背景も十分に聞き取る)
4	いじめを受けた側の児童のケア(必要に応じて外部専門家に力を借りる)
5	いじめた側の児童への指導(背景についても十分踏まえた上で指導する)
6	保護者への報告、指導についての協力依頼 (いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む)
7	関係機関との連携(教育委員会、警察や子ども相談センター等)
8	経過の見守りと継続的な支援(保護者との連携)

(2) 児童の保護者から申し立てがあった時の対応

・児童や保護者から、いじめにより重大内被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、市教育委員会へ報告し、調査にあたる。

(3) 「重大事態」と判断された時の対応

・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては以下の対応を行う。

【主な対応】

・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。

・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたる。

・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切な援助を求める。

6 学校評価における留意事項

・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見の取組に関すること
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

7 プライバシー保護，個人情報の取り扱い

・個人調査（アンケート等）を実施する場合、児童が記入する時に机を離すことや、調査用紙の回収にあたっては教師が児童一人一人から直接回収するなど、記入者のプライバシー保護に十分配慮する。

8 いじめ防止のための年間計画（いじめ防止に関わる主な取り組み）

	いじめの未然防止のための取組	いじめの早期発見のための取組	いじめ防止につながる行事等の取組
前期	<ul style="list-style-type: none">・児童会執行部による「思いやりあふれる学校」の取組・PTA総会で「情報モラル教室」の講話	<ul style="list-style-type: none">・各月のいじめアンケート・QU検査による実態把握・いじめに関する職員研修①・子ども研①	<ul style="list-style-type: none">・行事「遠足」「宿泊研修」による仲間関係の醸成・児童会行事による異年齢集団の関わりの向上
後期	<ul style="list-style-type: none">・ひびきあいの活動を核とした人権学習・全校道徳・仲間の良さ・感謝を確かめ合う	<ul style="list-style-type: none">・各月のいじめアンケート・QU検査による実態把握・子ども研②	<ul style="list-style-type: none">・人権の日に向けた取組（学級や児童委員会によるよさ見つけ活動など）・児童会執行部による取組のまとめ・学級のよさを認め合う「学習発表会」・感謝の思いを育む「6年生を送る会」「卒業式」
取組の評価・保護者の学校評価アンケートに「学校いじめ防止の取組評価項目」を設定 ・学校評議員会及びPTA本部役員会で年間を通して評価を受ける			

